

養子離縁届の記入例

黒インク又はボールペンで書いてください。

【記入上の注意】

- ◎鉛筆や消えやすいインキ、消せるペンで書かないでください。
- ◎字は崩さず丁寧に書きます。
- ◎届書は一通で差支えありません。
- ◎署名は必ず本人が自署してください。

★裁判離縁の場合は、家庭裁判所の書類が必要です。

忘れずにご持参ください！

この場合の届出人は申立人となります。確定の日から**10日以内**に届け出てください。証人は不要ですが、死亡者との離縁の場合は、成年者（18歳以上）の証人が2名必要です。

裁判離縁、死亡した者との離縁のときは、次のものが必要です。
 調停離縁→調停調書の謄本
 審判離縁→審判書の謄本と確定証明書
 和解離縁→和解調書の謄本
 認諾離縁→認諾調書の謄本
 判決離縁→判決書の謄本と確定証明書
 死亡した者との離縁→許可の審判書の謄本と確定証明書

養子離縁届

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日
 第 号
 送付 令和 年 月 日 長印

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日届出

山口県岩国市長殿

男性の場合はこちらの養子欄に記入してください。

女性の場合はこちらの養女欄に記入してください。

縁組中(現在)の氏名を記入してください。

現在の住民登録をしている住所を書いてください。
 ※住所を変更するときは、住民異動届の手続きが必要です。

縁組中(現在)の本籍、筆頭者を記入してください。※筆頭者は、戸籍のはじめに記載されている人です。

離縁後におく本籍・筆頭者の氏名を記入します。

養子となる方が15歳以上の場合は本人が届出人となるため、本人の署名が必要です。また、15歳未満の場合は何も記入しないで空欄にしておいてください。

| | | | |
|-----------------------|--|-----------|----------|
| 養子 | | 養女 | |
| (よみかた) 氏名 | 養子氏名 | 養女氏名 | さいとう はなこ |
| 氏名 | 齋藤 花子 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 昭和52年6月9日 | |
| 住所 | 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 | | |
| (住民登録をしているところ) | (よみかた) やまぐち かずお | | |
| 世帯主の氏名 | 山口 和夫 | | |
| 本籍 | 山口県岩国市山手町一丁目15番地 | | |
| (外国人のときは国籍だけを書いてください) | 筆頭者の氏名 | 齋藤 一郎 | |
| 父母の氏名 | 父 | 続き柄 | 父 山口 和夫 |
| 父母との続き柄 | 母 | 男 | 母 恵子 |
| 離縁の種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない | | |
| 離縁後の本籍 | 山口県岩国市今津町一丁目14番地 | | |
| 筆頭者の氏名 | 山口 和夫 | | |
| 届出人署名 | 印 | 齋藤 花子 | 印 |

| | | | |
|-----------------------|---|------------|----------|
| 養親 | | 養母 | |
| (よみかた) 氏名 | 養父氏名 | 養母氏名 | さいとう よしえ |
| 氏名 | 齋藤 一郎 | 齋藤 良江 | |
| 生年月日 | 昭和35年10月13日 | 昭和38年9月21日 | |
| 住所 | 山口県岩国市山手町一丁目15番3号 | | |
| (住民登録をしているところ) | (よみかた) さいとう いちろう | | |
| 世帯主の氏名 | 齋藤 一郎 | | |
| 本籍 | 山口県岩国市山手町一丁目15番地 | | |
| (外国人のときは国籍だけを書いてください) | 筆頭者の氏名 | 齋藤 一郎 | |
| その他 | ※養親が夫婦である場合、未成年者と離縁するには、夫婦が共同して離縁しなければなりません。ただし、夫婦の一方がその意志を表示することができないときは、単独で離縁できます。また養子が成年者であれば、単独で離縁できます。養親の一方のみと離縁する場合は、養子の戸籍に変動はありません。 | | |
| その他 | ★離縁される養子が15歳以上の方で縁組の日から7年以上経過した後に離縁する場合は、「離縁の際に称していた氏を称する届」を出すことで縁組中の氏をそのまま使うことができます。養子離縁届と同時に提出するときは、この欄は記入しないでください。※離縁の日から3ヵ月以内であれば家庭裁判所の許可なく提出することが可能です。 | | |
| 届出人署名 | 養父 齋藤 一郎 | 養母 齋藤 花子 | 齋藤 |

| | |
|-----|--|
| 養父 | <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 () |
| 不受理 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 通知 | <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 |
| 養母 | <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 () |
| 不受理 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 通知 | <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 |
| 送付 | 令和 年 月 日 |
| 確認 | 通知 |

*こちらの欄は養子が15歳未満の場合、届出人となる離縁後の親権者が記入する欄です。

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 証人 | |
| (協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です) | |
| 署名 | 山川 菊夫 (山) |
| (※押印は任意) | 丙山 良男 (丙山) |
| 生年月日 | 昭和25年10月10日 |
| 住所 | 山口県岩国市周東町 |
| | 下久原1209番地1 |
| 本籍 | 山口県岩国市由宇町 |
| | 中央一丁目1番地 |
| | 8 |

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2名の署名が必要です。離縁の事実を知っている成年者(18歳以上)であればどなたでもかまいません。

消せるペンで記入しないで下さい

- 「離縁届を提出する際に必要なもの」
- 養子離縁届 1通
 - 来庁される方の本人確認書類 (運転免許証、パスポート等)

連絡先 電話 〇〇〇(××××) 〇〇〇〇
 自宅・勤務先 []・携帯

屋間に連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。

〒740-8585
 岩国市今津町一丁目14-51
 岩国市役所市民課
 Tel.(0827)29-5040(直通)